

平成二十一年内閣府令第四十五号

消費者委員会事務局組織規則

消費者委員会令（平成二十一年政令第二百十六号）第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則を次のように定める。

- 1 消費者委員会事務局に、参事官及び企画官それぞれ一人を置く。
- 2 参事官は、命を受けて、局務に関する重要事項に係るものに参画する。
- 3 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二十二年四月一日内閣府令第二〇号）

この府令は、公布の日から施行する。